



用語解説 「犯罪被害者等早期援助団体制度」

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）（以下、犯罪被害者支援法と略称）の23条に基づいて、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人」に対して、その申請に基づいて、「犯罪被害者等早期援助団体」として都道府県公安委員会が指定する制度である。指定を受けた団体に対しては、警察本部長等は、犯罪被害者等の同意を得て、支援を適正に行うのに必要な限度で、被害や被害者等に関する情報を提供することができることとなっている。

本制度の詳細については、「犯罪被害者等早期援助団

体に関する規則」（平成14年国家公安委員会規則第1号）が定める。また、犯罪被害者支援法22条に基づき、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体を含む民間の犯罪被害者等支援団体に対して、その自主的な活動の促進を図るために指導や助言などの措置を講ずるよう努めなければならない、とされている。また、その詳細については「犯罪被害者等の支援に関する指針」（平成20年国家公安委員会告示第25号）が定めている。

本年6月30日末において、本ネットワーク加盟の47団体のうち、23団体が「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている。

（富田 信穂）